

(報告) 令和元年7月の埋蔵文化財発掘調査中に発生した  
死亡事故に伴う市職員の処分について

- 1 被処分者 文化市民局(本庁) 文化財保護主任主事(男性・43歳)
- 2 処分内容 停職3月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号(法令違反)及び第2号(職務上の義務違反又は職務怠慢)
- 4 処分発令日 令和3年(2021年)2月18日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和元年7月5日、古町遺跡第12次調査区の発掘調査現場の現場責任者として、発掘作業員らに深さ2m以上の掘削作業を行わせるに当たり、掘削面のこう配を75度以下にするなど、掘削作業から生ずる危険を防止するために必要な措置を講じなければならなかった。しかしながら、その必要な措置を講じることなく作業員らに作業を実施させた過失により、同日午後3時50分頃、掘削面が崩壊し、同崩壊により、作業員1名を死亡させたことで、刑法第211条前段(業務上過失致死)等に抵触するとして、罰金50万円の略式命令を受けたものである。
- 6 関係者の処分 事故発生時の被処分者の上司 局長外2名 訓告

【参考】熊本市懲戒処分の指針

標準例なし

但し、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、人事院の懲戒処分の指針及び他都市の取扱いを参考としつつ判断する。